

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成28年9月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第59号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第61号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第62号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第63号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第64号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第65号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第66号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第68号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	認定第1号	平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定・本会議・討論あり・認定
日程第11	認定第2号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第12	認定第3号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第13	認定第4号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第14	認定第5号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第6号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第7号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第17	認定第8号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定・本会議・認定
日程第18	認定第9号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第19	認定第10号	平成27年度苓崎市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	要望第1号	苓岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第21	要望第2号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	産業建設常任委員長報告・不採 択・本会議・不採択
日程第22	(平成27年) 要望第5号	「苓岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑・委員会 付託省略・討論・了承
日程第24	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑・委員会 付託省略・討論・了承
日程第25	発議第6号	「博多～苓岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出について	提出議案 議案説明・質疑・委 員会付託省略・討論・可決
追加日程 第1	動 議	白川市長に対して、明確な説明を求め100条委員会設置の件	議題として否決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君	監査委員	吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川博一市長より追加議案2件を受理しております。

日程第1. 議案第59号～日程第22. 平成27年要望第5号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止についてから日程第22、平成27年要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望まで、22件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長に所管事務調査であります芦辺小学校校舎改築設計業務についても、あわせて報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について、審査の結果、原案可決。議案第

62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

続きまして、委員会調査報告書、本委員会、教育委員会の芦辺小学校校舎改築設計業務について調査を行いましたので報告します。

委員会で調査対象となる業務について、教育委員会及び受託者であります株式会社m3建築事務所代表取締役川本雅史氏を参考人として出席要請し、説明を求めました。審査の結果は、以下のとおりです。

（1）、起案の時期は適切であったか、平成27年度執行の芦辺小学校校舎改築設計業務については、工期を平成27年7月8日から平成28年2月29日までとし、約8カ月の期間をとっており、起案の時期については、適切であったと思われる。

（2）、株式会社m3建築事務所の入札参加の適切性、本業務の入札時において、壱岐市内の設計業者2社が指名停止で、5社しか残っていない状況の中、耐震等の業務で手一杯の状況も見込まれるので、入札には壱岐市内の5社及び壱岐市一般競争入札参加資格登録がある業者の中から、構造計算ができ、過去において幼稚園、小学校等の設計実績のある業者を福岡から中堅クラス3社を入れていることから、妥当と判断する。

（3）、落札後の工程管理の適正化、工程管理については、建築整備課の専門の技術者も交え、工程会議を再三にわたり行い、チェックに当たってはいたが、県振興局との事前協議を進めていく中で、建築確認許可（済証）は工事着工前までにおりればよいとする県振興局と同様の認識で事務を執行していたため、適正でなかったと思われる。

（4）、成果物と出金の適否、契約書の特記仕様書の中に、提出の成果物には各種申請書となっており、明確に建築確認許可（済証）というものは無い。

教育委員会は、株式会社m3建築事務所より契約期間内の3月31日に成果品の提出があり、一部修正を指示し、4月11日に完成図書を受領したが、その後、書類精査を進める中で、工事着工には不可欠である建築確認許可（済証）がおりていないことが判明したため、契約書中、第41条の瑕疵担保に当たると判断し、早急な修補を求め、6月28日に建築確認許可（済証）の交付を受けた。

一方、このような状況の中でありながら、完成図書を4月11日に受理し、また出納閉鎖も近づいていることから、完成払いの支払い事務を進め、5月30日に受託者に対し契約金の振り込みを行っている。

以上の事案は、本年の3月当初において業務が完成するものと思い、繰越明許を行わなかった判断ミスにある。

(5)、処分の妥当性、今回の業務の遅延の一番の原因は、株式会社m3建築事務所の工期に対する認識の甘さ、不誠実で怠慢が主因であるが、担当部署の指導監督ガバナンスの欠如も一因であると指摘せざるを得ない。よって、懲罰委員会の下した処分について、本委員会として妥当なものとして尊重する。

(6)、改善点と再発防止策、改善点と再発防止策については、委員会としても具体的な策が必要であると指摘していることから、壱岐市随意契約ガイドラインの改正を平成28年2月24日に新たに適正な予定価格の設定を追記、公共工事の入札結果及び契約内容の公表方法についてを平成28年4月1日より施行、随意契約理由書の様式を平成28年4月1日より統一、契約事務研修を全職員を対象に実施（現在まで、第1回目：4月18日、第2回目：9月5日実施してある）、設計業務提出物チェックリストの作成、各部長、各課長等会で入札契約事務の周知徹底を行っている。

このようなことから、当委員会の調査では、刑法に違反している事実は認められなかった。しかし、株式会社m3建築事務所に対しては、契約書第42条「履行遅滞の場合における損害金等」に基づき、4月1日から建築確認許可（済証）が下りた6月28日の89日間の2.9%の12万5,200円の支払いと6カ月間の指名停止。行政職員に対しては、被処分職員2名、管理監督責任3名に10分の1の減給を1カ月から3カ月という懲戒処分が行われたので、このような事案が再び発生し、市政に対する疑念、疑惑を招くことがないように、再発防止に全力で取り組んでもらいたい。

以上であります。

○議長（鶴瀬 和博君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。質疑はありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 本調査は、議長のいわゆる所管業務ということで総務委員会に審査をするようにという裁定を下されたわけですが、この間に何回されたのか。この調査委員会は何回されたか。

そして、(2)において、構造計算ができ、過去において幼稚園、小学校等の設計実績があるということで選定をしたと言われますが、当m3の川本社長を委員会に招致して意見聴取をされ

ておりました過程において、新築設計のいわゆる実績はほとんど皆無に近いというような発言をされておりましたが、この意見書はどういうことでまとめられたのか。この2点、お尋ねをいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 市山和幸総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 音嶋議員の質問にお答えいたします。

音嶋議員には要請がありました、今までも要請があった傍聴については、委員長として許可をいたしておりますから、内容についてはおそらくわかってあられると思います。所管の調査依頼された第1回目を9月2日の金曜日に、久保田教育長、山口教育次長、西原教育総務課長を説明員として呼んで審議をしております。そして、第2回目、9月13日火曜日、説明員として、久保田教育長、山口教育次長、西原教育総務課長、そして、先ほど申しました参考人として、株式会社m3建築事務所代表取締役川本雅史氏を招聘しまして、調査会議をしております。音嶋議員もm3の説明のときには傍聴におられたと思いますが、川本氏の説明では、最初から、一から、始めから全部全てを携わったことはないと言われましたけど、その後で、実績として、小学校の、幼稚園とかの耐震化をされたという、また説明がありました。それは聞かれましたかね。聞かれてあると思います。それで、委員会としては調査し、そのようにしました。音嶋さんが前の会議でも言われるように、私たち委員会は行政の追認機関ではございません。よくわかってあると思いますが、音嶋さんは刑法違反に相当するという発言を再三されてありますけど、私たち委員会としては、もしも音嶋議員の言われるように、これが刑法違反に当たるとするならば、私たちは、そのことは委員会じゃなくて、司法の場に委ねるべきと思っております。委員会としての回答は以上のとおりであります。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 再確認をいたします。2回されたと申されましたですね。1回目は9月の2日ではございませんか。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） そうです。そのように申し上げました。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 金曜日ですね。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） はい。

○議員（4番 音嶋 正吾君） わかりました。そうして、いわゆる久保田教育長はこのように申されておるんですね。平成27年度まで長崎県内校舎の耐震補強等が迫っていたと。県下の設計業務に当たっている業者の執行内容が混んでいる状況だったと。そういう中で、ある方から県内で競合する形では負担が多くなるということで、違った方向での考え方も視野に入れたほうがいいということもあり、検討したときに、これまで本市に登録をしている業者の、業者が2社足りない、いわゆる、今、指名している業者が指名停止か何かの処分を受けてたんですかね。という

ことで、2社足りないところから検討し、約、本市に指名願いを出しておる43社から調べ、その中から学校の耐震など業務内容を見て、3社に絞って市長に相談をしたという認識をされておりますね。これで、一応長崎県内の業者がそうした状況にあったということは事実かどうかは私にはわかりませんが、それは執行側の考えられることですが、要するに、こうした調査はされましたか。どういう経緯でしたかということは、教育長は、ある方ということを明言されたんです。ある方がですね。県内で競合するからということがあったから、43社の中から絞って3社を指名したということですが、こういうことに関しては、教育委員会では何か委員会では発言されましたか。それだけで私は終わりますので。

○議長（鶴瀬 和博君） 市山和幸常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 先ほど報告書で述べたとおりであります。結果としてはですね。審査結果としては。そして、音嶋さんも芦辺小学校の建築業務に関しては、私もここに教育委員会の協議は時系列で持っておりますが、これを一回一回説明すると、ちょっと長いと、これは音嶋さん本人も持っており、調べてあるかと思っておりますが、その中に時系列で協議内容については載っております。これは委員会でもいただいたものであります。

○議長（鶴瀬 和博君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計

決算認定について、認定。

委員会意見、認定第5号及び第6号は、先進自治体を参考にしながら、税やその他の使用料等の担当課と一体となった滞納者対策一元化の体制づくりや取り組みを早急に図ること。

続きまして、委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要望第1号壱岐・唐津30kmの海底送電線の早期着工の要望、審査の結果、採択すべきもの。
要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望、不採択すべきもの。委員会の意見は、下記のとおりであります。

要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望、採択すべきもの。委員会意見は、下記のとおりでございます。

意見書の提出、委員会意見、要望第2号は、参道東側駐車場内に市で整備した水洗式トイレが設置してあるため、そのトイレを十分活用することで、観光客の利用に支障を来すことはない判断したため、不採択とする。平成27年度要望第5号の出資に関する事は航路就航後の協議事項と思われるが、壱岐市経済の活性化及び交流人口の拡大等に大きく寄与することから、壱岐島民も大きな期待を寄せているところであり、離島における航路の重要性を十分鑑み、一日も早い運航開始に向けて、より一層の御尽力を賜りたい。

以上でございます。

○議長（鶴瀬 和博君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。田原輝男予算特別委員長。
〔予算特別委員長（田原 輝男君） 登壇〕

○予算特別委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決です。

以上です。

○議長（鶴瀬 和博君） これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（田原 輝男君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明決算特別委員長。

〔決算特別委員長（小金丸益明） 登壇〕

○決算特別委員長（小金丸益明君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案番号、認定第1号、件名、平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。委員会意見、監査審査意見書の指摘事項を重視され、健在な財政運営と適切な業務処理の徹底を図られたい。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから決算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（小金丸益明） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する

条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。
討論はありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

先ほども申し上げましたが、教育委員会の事務におきまして、芦辺壱岐市立小学校消防用設備改修工事並びに壱岐市立勝本中学校消防用施設改修工事においては、1社見積もりを採用したために、税込みで落札価格の失格した人の一番高い人と比較しても、529万5,000円の損失を与えております。これは、1社見積もりを採用したためであります。

そして、2点目、芦辺小学校校舎改築工事業務委託に関しましては、地方財政法第2編第9章財務、第213条の債務負担行為のとるべきであるところを、債務負担行為をとっておらないということを重く受けとめるべきであると思います。そして、特記仕様書にも明記をしていますが、成果物の提出は3月31日以前の10日前までに提出をして、担当監督員の審査を受けるようになっております。規則とはいうものの、非常にこうした曖昧なことを認定するということは、我々は行政を監視する意味からもあってはならないということで、私はこの認定に対して反対の立場で討論をいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 賛成討論ありませんので、ほか、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） ほか、討論ありませんので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員

長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、要望第1号壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、要望第1号壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望は、採択することに決定しました。

次に、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望について、討論を行います。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立少数です。よって、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望は、不採択とすることに決定しました。

次に、平成27年要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから平成27年要望第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、平成27年要望第5号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望は、採択することに決定いたしました。

日程第23．諮問第1号及び日程第24．諮問第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第23、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第24、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の新任及び後任候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、本市における人権擁護委員の定数が1名増員されることになったことから、勝本町坂本触の斉藤公彦氏を新任の人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、石田町印通寺浦の人権擁護委員、百崎政子氏が平成28年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として石田町筒城東触の福田容子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第25．発議第6号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第25、発議第6号「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。12番、久間進議員。

〔提出議員（12番 久間 進君） 登壇〕

○提出議員（12番 久間 進君） 発議第6号、壱岐市議会議長鶴瀬和博様、提出者、壱岐市議会議員久間進、賛成者、壱岐市議会議員深見義輝、同じく中田恭一。

「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書案、離島にとりまして、航路は人・物の流通手段として市民生活及び産業経済の活性化に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

離島航路の存続・維持や利用者の利便性向上など、離島航路が果たす役割や期待も大きく、離島の保全及び振興はこれからも喫緊の課題である。そのような中、壱岐対馬シーライン株式会社が「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航を目指し、九州運輸局へ一般旅客定期航路運航許可の申請中であるが、本市にとりましても離島航路運航業者が新規参入することは、市民生活としての足の確保や輸送人員の増強及び交流人口の拡大など、さらなる振興策が図れると考えられる。

ついては、下記のとおり御配慮賜るよう求める。

一つ、港湾管理施設について、寄港地である壱岐市・対馬市及び福岡市の港湾管理施設（岸壁・可動橋・人道橋・券売所・待合所等）の円滑な共用が図られるよう御配慮を賜りたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年9月21日、長崎県壱岐市議会、提出先、長崎県知事、福岡市長。

以上でございます。

〔提出議員（12番 久間 進君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、発議第6号「博多～壱岐～対馬間の通勤・通学航路」就航に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、予定された議事は終了しました。

3番、呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 動議を行いたいと思っております。壱岐市議会議長鵜瀬和博様、平成28年9月21日、壱岐市議会議員呼子好。

動議、特定の業者を市長選挙で対立候補の応援をしたことによる壱岐市発注の指名及び期限付き一般競争入札から外したことは、権力と予算の執行権を握る現職市長の選挙批判につながる。あつてはならない民主主義の根幹を揺るがす重大な問題である。この事実を市長は恥じることがないのなら、法廷の場の前に市議会及び市民に対してこの場で明快に説明する責任がある。よって、この全容解明をすべく動議を提出し、あわせて100条委員会の設置を求めます。

以下、具体的に述べます。

平成28年5月27日付の市長名での壱岐産業社長宛てに、一級市道本村神里線道路改修工事の競争参加資格なしと認めた理由について回答が来ておりますが、標題として出しています。これは、標題も本文の内容も手続が全くでたらめです。これは、壱岐市が定めた期限付き一般競争入札要綱に基づく様式でない。ここにありますが、これが本当の市の定めた様式です。ですが、今回来たのは、全然関係ないその書類が来ております。そして、日にちもこの入札参加申請書の提出は10日前になっておりますが、この5月27日、これは入札をした日です。本来ならば1週間なり10日前に提出する。それが本望でございますが、27日入札の日に提出が出ております。また、本人が受け取ったのが5月30日。この壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項5号、第4号も指名停止の理由であり、期限付き一般競争入札の参加資格とは関係ない条項だと思えます。期限付き一般競争入札の条項では、指名停止の期間中でないものとして書いてあります。しかし、指名停止上すれば通知義務があるのに、この通知も出てない。

さらにもう一点。壱岐市建設工事等指名審査委員会は副市長がトップです。市長は外されています。これは、トップが政治的打算や圧力、介入等を挟む余地がないようにした規定だと思いま

す。入札執行通知伺いには、市長の決裁欄もあります。これは明らかにおかしいではありませんか。市長には、壱岐市が発注する工事等の契約にかかる入札参加資格者の指名停止の措置要領による指名停止、指名除外、指名取り消しの権限がある。加えて実質上の指名権を決済しているという形がとれます。市長選挙で市長が変わるたびに、このような生臭い話が見え隠れするのはいかがでしょう。壱岐産業の指名除外問題について、市長は法廷の中で争うと答弁をされておりますが、当事者間では当然そうでしょう。しかし、これは、議員が議場であってはならないそのようなことがあったのかと事実関係を知っているのに、議会にも市民にもわかるようにしないのは、市政の透明性、公平性から、一刻も早い明らかにすべきだと思います。ひとつ市長に忠告をしておきたいと思います。これは……。〔「議長、止めないかんでしょうが。そんなん動議が議案として成立してからの話じゃろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 趣旨は、白川市長に対して明確な説明を求める件と、100条設置についてですね。

○議員（3番 呼子 好君） はい、そうです。

○議長（鶴瀬 和博君） 一応これを日程に追加して、議題とすることの動議が提出されたと承っております。まずは、この動議に賛成の方を。いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（鶴瀬 和博君） この動議は1人以上の賛成がありますので、成立をしました。

白川市長に対して明確な説明を求める件と、この件に関して100条を設置する件を日程に追加し、議題とすることの動議を議題とし、採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立少数です。したがって、白川市長に対して明確な説明を求め、100条を設置する件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

○議長（鶴瀬 和博君） 以上で議事が終了しましたが、この際お諮りします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、白川博一市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9月2日から本日まで20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重審議の上、全議案について可決を賜りました。まことにありがとうございます。

しかしながら、決算認定を初め、さまざまな御意見、御指摘、御助言もいただきましたことは今一度顧みますとともに、十分に尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、非常に強い勢力を保ったまま九州へ上陸した台風16号の影響を大変心配しておりましたが、壱岐市においては防風波浪警報が発令され、最大瞬間風速25.2メートル、時間最大雨量16ミリ、これは郷ノ浦地区でございます、連続最大雨量95ミリ、これは勝本地区でございます、を観測しておりますが、本台風による大きな被害は報告されておらず、ひとまず安心しております。しかしながら、お隣の対馬市では、17日午後、観測史上最多の1時間雨量89.5ミリを観測し、50年に一度の記録的な大雨により、道路の冠水、河川の氾濫など大きな被害を受けております。こうした事態を決して対岸の火事とは捉えず、日ごろからの災害対策、防災意識の高揚を図ってまいります。

日に日に秋も深まってまいります。議員各位、市民皆様におかれましては、御健勝にて日々過ごされますことを心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成28年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 市山 和幸

署名議員 田原 輝男